

2025年9月

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.31

危機管理・コンプライアンスニュースレター No.113

米国最新法律情報 No.150

ウイグル強制労働防止法（UFLPA）の2025年戦略及び近時の執行状況を踏まえた対応上のポイント

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達
弁護士 福原あゆみ
弁護士 畑 和貴

はじめに

ウイグル強制労働防止法（the Uyghur Forced Labor Prevention Act、以下、「UFLPA」）は、2022年6月に施行されて以降、米国政府により積極的に執行されており、後述するとおりこの執行はトランプ第二次政権下でも継続している。

UFLPA 施行後、米国国土安全保障省（DHS）はUFLPAに関する戦略を毎年公表しているところ、DHSは、2025年8月19日、UFLPAの優先執行分野を拡大する新たな戦略として、2025 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China（以下、「2025年戦略」）を発表した¹。

本ニュースレターでは、まずUFLPAの概要について振り返った後、UFLPAの2025年戦略について概観し、米国税関・国境警備局（CBP）公表資料に基づく近時の執行状況²を分析するとともに、2025年戦略・近時の執行状況を踏まえた企業の対応方針について概説する。

UFLPAの概要

UFLPAは2021年12月に成立し、翌2022年6月21日に施行されており、（1）中国の新疆ウイグル自治区で物品を採掘・生産・製造した場合、または（2）UFLPA上の事業体リスト（Entity List）に掲載される企業や団体が物品の生産などに関与した場合、原則として全て強制労働によって製造等されたと推定され、そうした物品等は、個別の違反商品保留命令（WRO）を発出することなく、米国への輸入を原則禁止されることになった³。

¹ https://www.dhs.gov/sites/default/files/2025-08/25_0819_plcy_uflpa-strategy-2025-update-508.pdf

² CBPは、UFLPAに基づく執行措置の対象件数を含む統計を公表しているところ、現時点での最新のものとしては2025年8月1日時点の統計情報が公表されている。<https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics>

³ NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No.67 「[ウイグル強制労働防止法の制定](#)」（2022年1月）

2022年6月の施行以降、CBPはUFLPAに基づき、16,700件以上、総額約37億ドル相当の貨物を検査対象としている⁴。

UFLPA2025年戦略の概要

DHSの公表した2025年戦略では、以下のとおり、①優先執行分野の拡大がなされるとともに、②強制労働によって製造等されたと推定される事業者リストの拡大方針が示されている。以下では、①、②についてそれぞれ概説する。

(1) 優先執行分野の拡大

UFLPAに基づく輸入差し止めなどの措置の執行対象は全ての産業分野に及ぶが、これまでにサプライチェーンにおける強制労働のリスクが高く、優先的に執行対象とする分野として、(1) アルミニウム、(2) 衣料・衣服、(3) 綿・同製品、(4) ポリ塩化ビニール、(5) 水産品、(6) ポリシリコンを含むシリカベース製品、(7) トマト・同製品の7つの分野が指定されていた。

2025年戦略の公表により、上記の既存の優先執行分野に加えて、**苛性ソーダ、銅、ナツメ、リチウム、鉄鋼**の5分野が新たに優先執行分野として追加されている。また、DHSは、今回、優先執行分野に新たに追加した分野について、それぞれ優先執行分野に追加した根拠となる事情をそれぞれ以下のとおり公表している。

分野	優先執行分野に追加する根拠となる事情
苛性ソーダ	<ul style="list-style-type: none"> 中国は苛性ソーダの世界最大の生産国であり、2022年時点で新疆ウイグル自治区は中国国内で4番目に大きな苛性ソーダ生産地域として、中国全体の生産量の約16%を占めていること 新疆ウイグル自治区で生産される苛性ソーダについて、複数の事業者が強制労働を利用または助長する高いリスクを有している証拠が存在すること
銅	<ul style="list-style-type: none"> 新疆ウイグル自治区における銅産業は、中国政府及び新疆ウイグル自治区政府が推進する重要産業となっていること 新疆ウイグル自治区の銅産業において、複数の事業者が強制労働を利用または助長する高いリスクを有している証拠が存在すること
ナツメ	<ul style="list-style-type: none"> 中国はナツメの世界最大の生産国かつ輸出国であり、世界の生産量の40%を占めているところ、新疆ウイグル自治区におけるナツメの生産量は中国の生産量の半分を占めていること UFLPAの事業者リストに掲載されている企業が少なくとも13社のナツメ生産企業で過半数の株式を保有しており、これらは中国におけるナツメ生産量の25%以上を占めていること 優先執行分野に指定されている綿はナツメを含む果樹との混作が頻繁に行われており、2019年には、綿花と混作された果樹の80%がナツメで占められていること
リチウム	<ul style="list-style-type: none"> 新疆ウイグル自治区においてリチウム産業の重要性が増しており、新疆ウイグル自治区政府はリチウムを投資・開発の重点分野と位置付けていること 新疆ウイグル自治区のリチウム産業において、複数の事業者が強制労働を利用または助長する高いリスクを有している証拠が存在すること
鉄鋼	<ul style="list-style-type: none"> 新疆ウイグル自治区政府が鉄鋼を重点産業と位置付けていること 新疆ウイグル自治区政府が新疆ウイグル自治区の鉄鋼産業において、自動車や造船を含む複数の主要下流産業向け鉄鋼製品の開発、投資、技術革新・転換を推進していること

⁴ <https://www.dhs.gov/2025-updates-strategy-prevent-importation-goods-mined-produced-or-manufactured-forced-labor-peoples>

新たに追加された5分野は、いずれも、中国政府及び新疆ウイグル自治区政府が重点産業と位置付けている産業分野、または、新疆ウイグル自治区において多くの生産量を誇る産業分野であり、これらの産業分野における製品の輸入規制の執行を通じて、米国の経済的利益を確保しようとする意図が推察される。また、優先執行分野の追加指定は、当該産業分野の企業や製品が、強制労働に関連するリスクが高いとしてCBPによる執行可能性が高いことを示唆すると考えられ、今後、優先執行分野として新たに追加された産業分野におけるCBPの執行動向について注視する必要がある。

(2) 事業体リスト (Entity List) の拡大方針

2025年戦略では、2024年戦略公表以降にUFLPA事業体リストに新たに78の組織が追加され、2025年戦略公表時点において合計144の事業体に拡大されたことが記載されている（※2024年戦略公表時点では68事業体であった⁵）。拡大対象の事業体の中には、家電、電池、化学品、電子部品、ポリシリコン、繊維、農産物、水産物等の分野における事業体が含まれており、幅広い産業分野をカバーしている。

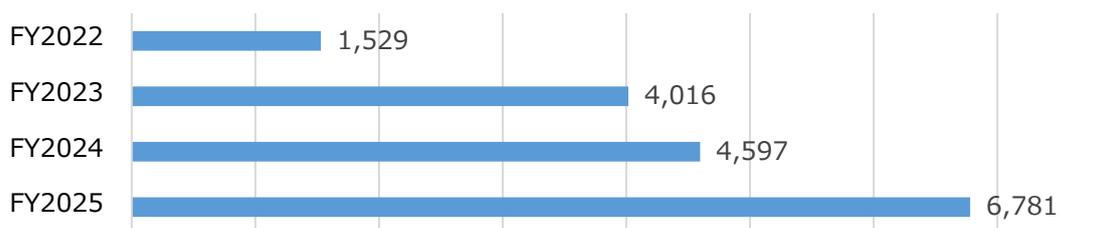
事業体リストに掲載された事業体が製造した製品は「強制労働により生産されたものと推定される (rebuttable presumption)」ため、米国への輸入が原則禁止となる。また、輸入者が「明確かつ説得力のある証拠 (clear and convincing evidence)」を提出しない限り、輸入は認められないことになる。2025年戦略では、今後も事業体リストの拡大を優先課題とすることを明示している。

米国税関・国境警備局 (CBP) 公表資料等に基づく近時の執行状況の分析

CBPは、UFLPAに基づく執行措置の対象件数を含む統計を公表しているところ、2025年8月1日時点の統計情報についても公表しているため、2025会計年度（2024年10月1日から2025年9月30日。ただし、2025年8月1日時点まで）を踏まえた近時の執行状況について分析する。

まず注目されるのは、2022年から2025年における会計年度別のUFLPAに基づく水際調査が行われた差し止め件数の総数である。CBPの公表統計⁶によれば、2022年から2025年における会計年度別のUFLPAに基づく水際調査が行われた差し止め件数の総数は下図のとおりである。2025会計年度の差し止め件数の総数は、前年から約2,000件増加しており、CBPによる積極的な執行姿勢が客観的に裏付けられることになった。

会計年度別の差し止め件数の総数 (件)

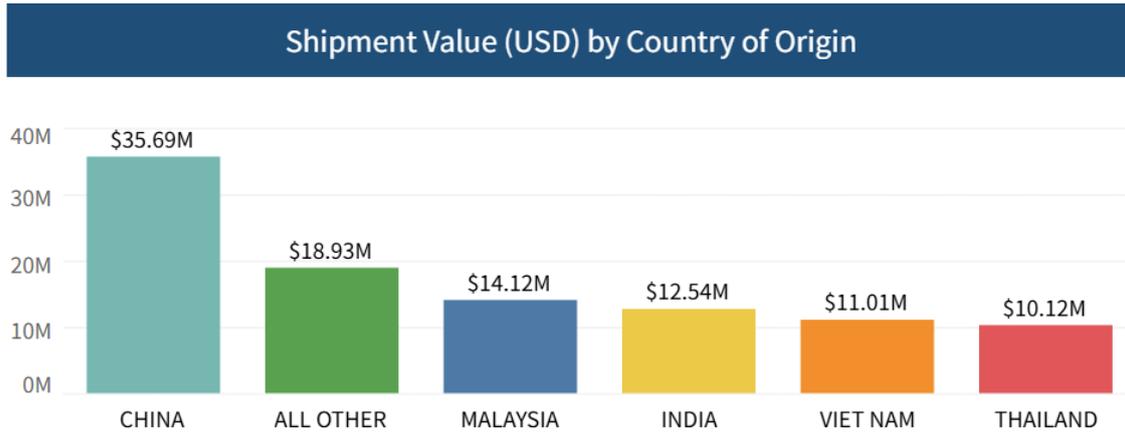


また、2025会計年度の調査対象貨物における貨物の価額ベースでの原産地別統計は以下の図のとおりである。貨物の価額ベースでは、中国からの輸出貨物が全体の35%を占め、第1位となっている（件数ベースで見ると、差し止め件数総数6,781件のうち、中国からの輸出貨物が5,574件となっている。）。期間全体の統計では、以下の図のとおり第三国からの輸入貨物の方が中国からの輸出貨物よりも差し止め件数が多くなっており、第三国を経由した、いわゆる原産地ロンダリング（迂回輸出）の問題も引き続き存在すると思われるものの、中国からの輸出品に対する積極的な執行姿勢が窺われる。

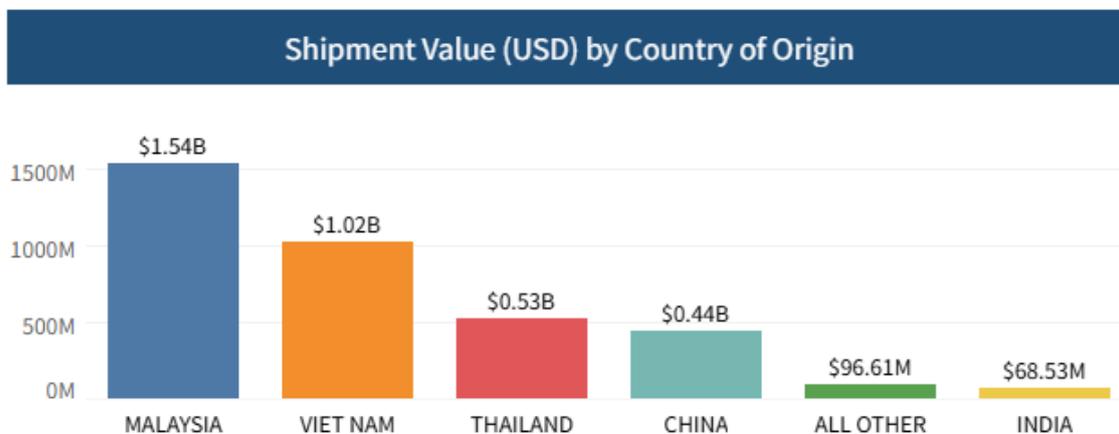
⁵ [2024 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China](#) 参照

⁶ 前掲脚注2参照

【2025 会計年度における原産地別統計】⁷



【期間全体における原産地別統計】



なお、トランプ第二次政権下では、純粋な「人権」政策の優先度は低下していると考えられるが、UFLPA に基づく執行自体は同政権下でも継続してなされており、上述のとおり米国の経済的利益を確保する通商政策の側面が表れているといえる。また、2025 年 8 月 21 日に公表された欧米間での関税合意に関する共同声明⁸では、強制労働について、「EU と米国がサプライチェーンにおける強制労働の根絶を含む、国際的な労働権の強力な保護を確保するため、協力すること」が合意されている（16 項）。強制労働製品に関する輸入規制は米国が先行し、EU でも強制労働製品禁止規則が 2027 年 12 月から適用開始される予定である⁹が、このような強制労働に関する欧米間の協調姿勢からも、UFLPA に基づく通商規制としての人権規制は今後も継続することが示唆される。

2025 年戦略・近時の執行状況を踏まえた企業としての対応上のポイント

UFLPA による製品の差し止めが行われた場合においては、サプライチェーンの状況に関して、財務（支払）、製品の物理的な移動の状況を含む多岐にわたる情報・資料の提出が必要となり、日本企業が輸出業者となる場合には、輸入者から当該情報・資料の提出を求められる可能性が高く、米国への輸出品、特に、2025 年戦略で追加された優先執行分野を含む執行の優先度が高い産業分野の製品を輸出する場合においては、サプライチェーンのマッピング

⁷ 前掲脚注 2 から引用

⁸ <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/08/joint-statement-on-a-united-states-european-union-framework-on-an-agreement-on-reciprocal-fair-and-balanced-trade/>

⁹ NO&T Compliance Legal Update 危機管理・コンプライアンスニュースレターNo.101 「EU における強制労働製品禁止規則の成立を踏まえたサプライチェーン管理」（2024 年 12 月）

グ作業・記録化等、事前の対策を実施するとともに、今後の執行状況にも留意しておくことが引き続き基本的な対応の指針となると考えられる。

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。IBA Diversity and Equality Law Committee の Senior Vice Chair (2024 年)。

**福原 あゆみ** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー)

ayumi_fukuhara@noandt.com

法務省及び検察庁での経験を活かし、企業の危機管理及びグローバル調査を主な業務分野としている。国内外の規制当局が関与するクロスボーダーの複雑な調査を取り扱うほか、ビジネスと人権 (BHR) に関するアドバイスをはじめとするコンプライアンス体制構築の支援も多数行っている。経済産業省「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」委員 (2022 年)。主な著書に『基礎からわかる「ビジネスと人権」の法務<第 2 版>』(中央経済社)。日本経済新聞社の 2023 年「企業法務・弁護士調査」のビジネスと人権分野にて第 2 位に選出 (企業選出・総合選出)。

**畑 和貴** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)

kazuki_hata@noandt.com

2022 年一橋大学法科大学院修了。2023 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。危機管理・企業不祥事対応、ビジネスと人権 (BHR)、独占禁止法、労働法分野を中心に企業法務全般を取り扱っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600 名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所として、企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構え、多種多様なニーズに迅速かつきめ細やかに対応する体制を整えており、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。(*提携事務所)

NO&T International Trade Legal Update ~国際通商・経済安全保障ニュースレター~の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_internationaltrade/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-internationaltrade@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先として登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いします。